



# 歩きやすいまちに



## 道路に物を置いてはいけません

### 道路上の袖看板や日よけ、屋外広告物は申請手続きを

#### 袖看板・日よけ等

道路上に袖看板や日よけ等が出る場合や、工事等で足場や仮囲い等を設置する場合は、「道路占用許可申請」をしてください。

表示面積2.0㎡以下の

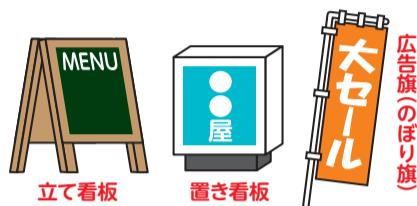
自家用広告物等は道路占用料が免除されます

道路占用料が免除になる物件でも、「道路占用許可申請」が必要です。許可を受けている場合でも、定期的に点検や補修を行う等、安全な維持管理に努めてください。

#### 道路占用許可が受けられる例



#### 道路占用許可が受けられない例



### 屋外広告物

屋外広告物は、建物の屋上や外壁に設置されている会社名等の商業広告だけでなく、文字が表示されていない絵や商標、シンボルマーク等も含まれます。

区内で屋外広告物の表示等をする場合は、区に「許可申請」をしてください。

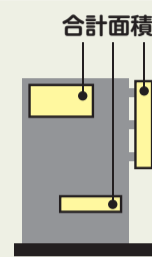
### 合計面積が一定以下の自家用広告物は、許可申請は必要ありません

#### ▶自家用広告物

自己の店舗やテナント等に、その店名や名称等を表示した広告物

#### ▶用途地域ごとの合計面積の上限

用途地域	合計面積
第1種・第2種低層住居専用地域、 第1種・第2種中高層住居専用地域 等	5㎡以下
第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 等	10㎡以下



### 申請・申込み・問合せ

- ▶区道上…施設管理課占用係(区役所北庁舎2階) ☎内線2714
- ▶都道上…東京都第六建設事務所管理課 ☎(3882)1264

### 不法投棄は犯罪です

粗大ゴミや家電製品等を道路や空き地等に捨てる行為は、不法投棄です。不法投棄は、法律で5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が課されている犯罪行為です。

物の放置やゴミの散乱は、歩行者や車の通行を妨げ、火災や思わぬ事故を誘発する恐れがあります。また、公園内に家庭ゴミ等を捨てることも不法投棄になります。



### 不法投棄させない環境づくり

区では、道路パトロールカーによる巡回を強化するとともに、啓発看板を設置する等、不法投棄の防止に努めていますが、不法投棄のない快適で安全な生活環境を維持するためには、一人ひとりの心がけが大切です。

不法投棄をしている人を発見したときは、☎110番通報してください。

#### 問合せ

- ▶区道上…施設管理課占用係(区役所北庁舎2階) ☎内線2714
- ▶公園内…道路公園課維持係(区役所北庁舎2階) ☎内線2757
- ▶ゴミ集積所…荒川清掃事務所管理係 ☎(3892)4671

### 粗大ゴミを出す際は、事前に申し込みが必要です

#### 申込み 問合せ

粗大ゴミ受付センター  
☎(5296)7000 ※日を除く、午前8時～午後7時  
HP <http://sodai.tokyokankyo.or.jp> ※24時間受付可

10月  
22日(月)～31日(水)

## キレイな街でおもてなし 駅前放置自転車 クリーンキャンペーン

区では、区民の皆さんや警察署・鉄道事業者等の関係機関と協力して、各駅で啓発活動を実施します。放置自転車のない安全で住みやすい街をつくるため、ルールやマナーを守って自転車を利用しましょう。

### 民間駐輪場の建設への助成

民間の事業者が駅周辺に駐輪場を建設する場合に、建設費の一部を助成します。助成条件・助成額等、詳細はお問い合わせください。

### 放置自転車は撤去します

区では、区内の各駅周辺を放置自転車禁止区域に指定し、定期的に撤去しています。

#### 撤去した自転車等の返還

返還場所 三河島自転車保管場所(西日暮里1-6先)  
返還手数料 ▶自転車…5000円 ▶原動機付自転車…7500円

## 放置自転車ゼロをめざして ポスターコンクール入賞者

区内の小・中学生を対象としたポスターコンクールに、小学校低学年の部50作品、小学校高学年の部149作品、中学校の部121作品の応募がありました。入賞作品は、東京メトロ町屋駅等で展示します。

### 最優秀賞



小学校低学年の部  
有賀友祐さん(瑞光小学校2年生)



小学校高学年の部  
片岡甚仁さん(第二日暮里小学校5年生)



中学校の部  
木澤寿乃さん(原中学校2年生)

### 優秀賞

- 小学校低学年の部  
白尾沙樹さん  
(第四峡田小学校1年生)
- 小学校高学年の部  
嶋田遼平さん  
(瑞光小学校5年生)
- 中学校の部  
遠藤駿喜さん  
(第一中学校3年生)